

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間について、年金事務所に記録照会したところ、国民年金保険料が未納であるとの回答があった。

私は、申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険税と一緒にA銀行本店へ納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、前納期間及び口座振替期間もあることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険税と一緒にA銀行本店へ納付していた。」と供述しているところ、A銀行本店は昭和39年4月1日にB市の指定金融機関となっていることが確認できるほか、申立人に係る国民健康保険の加入記録については、B市の回答により、47年11月に資格取得し、現在に至るまで継続して加入していることが確認できることから、申立人の供述に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人の申立期間前後の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和51年度は現年度納付、52年度は1年前納、54年度以降は現年度納付していることが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時は自営業を営んでおり、景気が良かったし、特に生活状況に変化は無かった。昭和63年には自宅を購入し、現在も自営業を続けている。」と述べていることを踏まえると、

申立人が申立期間の保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 16 日から 44 年 7 月 18 日まで
私の A 社 B 営業所（現在は、C 社 D 支社）に係る厚生年金保険被保険者期間については、昭和 45 年 10 月に脱退手当金として支給された記録になっているものの、私は、同年 2 月に結婚し、同年 3 月に E 社に再就職しており、支給日以前である再就職に係る被保険者期間が年金記録として残っているにもかかわらず、申立期間だけが脱退手当金として支給されることは不自然である上、自分で請求した覚えも無い。

また、私は、A 社 B 営業所を退職してから 1 か月以内に F 銀行で約 4 万円を受け取った記憶はあるが、日本年金機構から送られてきた脱退手当金の受給を確認する内容のはがきを見ると、支給日が退職してから 1 年 3 か月後とされ、受け取った金額も違うことから、同銀行で受け取ったのは脱退手当金では無く退職金であると考えられるので、脱退手当金支給期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 45 年 10 月 23 日に支給決定されたこととなっている上、申立事業所である A 社 B 営業所に係る被保険者原票により、申立人の前後に被保険者資格を取得している 100 人のうち、申立人とほぼ同時期の昭和 43 年から 45 年に被保険者資格を喪失した女性は 22 人おり、そのうち脱退手当金の支給要件を満たす 20 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは 3 人のみであり、資格喪失日から支給決定までの期間を

オンライン記録により確認すると、3か月が一人、2年1か月が一人、3年3か月が一人であり、そのうちの一人は、「脱退手当金については、自分で社会保険事務所（当時）に行き請求した。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和45年2月*日に入籍しており、申立期間の脱退手当金は改姓後8か月を経過してからの支給決定である上、G年金事務所は、「本人の名字が勤務時の旧姓から支給時に別の名字に改姓されていた場合は、現在（変更後）の氏名で受付し、戸籍抄本を添付させていた。」と回答していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社B工場）における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成4年10月1日であると認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年10月11日まで

私は、平成4年9月30日まで、A社D工場に、E業務担当として勤務し、社命により、同年10月1日付けで同社B工場に赴任し、E業務担当として勤務した。

申立期間当時、厚生年金保険等の社会保険の資格取得手続きをしていた担当者はベテランの事務員であり、平成4年10月11日付けの資格取得日とした間違った事務手続きをしたとは考えられない。

退職した記憶も無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に昭和44年5月1日から現在まで継続して勤務していることが確認できる。

また、C社B工場が保管する雇用保険被保険者資格取得確認通知書及びF健康保険組合が管理している適用システムにおける資格取得日は、いずれも、平成4年10月1日である上、転勤直前に勤務していた同社D工場における厚生年金基金加入員資格喪失通知書の資格喪失日も同日であるところ、当該通知書の資格喪失理由欄には「転出」、転出先事業所名欄には「A社B工場」と記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間以外の申立人に係るA社の工場間の異動による厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日は

いずれも同日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は、平成4年10月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和62年6月1日からA社に勤務していたところ、会社の都合によりグループ会社であるB社への転勤を命ぜられ、平成2年4月1日から同社に継続して勤務した。

A社には、平成2年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、同年3月31日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成2年4月1日に同社からグループ会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人は正社員であり、厚生年金保険料は控除していた。しかし、当時の関係書類を廃棄しており、厚生年金保険料を納付し

たか否かについては分からない。」と回答しているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から38年2月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和38年2月1日とされているが、私は、37年6月に当該事業所の採用試験を受け、すぐに採用され勤務したという記憶が鮮明であることから、実際の被保険者資格取得日は同年同月であるはずなので、厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間のうち昭和37年9月3日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成5年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ元同僚9人と申立人が名前を挙げた元同僚一人に照会したところ、全員から回答を得られ、そのうち7人が「申立人を知っている。」としているが、いずれも「申立人の厚生年金保険の加入期間については分からない。」と供述している上、5人は、「当該事業所では、試用期間があった。」と供述している。

さらに、上記元同僚10人のうち、雇用保険の加入記録が確認できる4人については、当該事業所における雇用保険加入後の約2か月から5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、当該事業所では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、B健康保険組合C支部から提出された同健康保険組合作成の健康保険被保険者名簿の被保険者資格取得日は、昭和38年2月1日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

私は、母がA社（現在は、B社）に勤務していた関係で、当時の社長の勧めもあってC業務従事者助手として同社に勤務した。

A社から手渡された保険証には、会社の名前が記載され、健康保険証の色はオレンジ色であり、確かに厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時の資料及び書類等は、既に廃棄処分しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における関連資料及び申立てを裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から連絡の取れた元従業員5人は、「申立人を知っているが、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」とし、そのうちの二人は、「C業務従事者や同助手の中には、配偶者の関係で厚生年金保険及び健康保険に加入しなかった人もいた。」と供述している上、当該事業所に一緒に勤務したとする申立人の母の厚生年金保険の加入記録も確認できないことから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「A社から手渡された保険証には、会社の名前が記載され、健康保険証の色はオレンジ色であった。」と供述しているものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。